

# クーポン券交付金の請求について

事業開始から交付金受取までの流れ



## 呉市観光誘客キャンペーン「くれポン」 クーポン券利用可能店交付金の交付決定の取り消しについて

次の事項が発覚した場合、呉市観光誘客キャンペーン事業クーポン券利用可能店交付金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- ①虚偽 その他不正な手段により交付金の交付を受けたとき
- ②交付金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき
- ③呉市観光誘客キャンペーン事業実施要綱に基づく指示に違反したとき

※不正に交付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となる場合があります。

### その他の 留意事項

- クーポン券利用可能店の情報(名称、所在地、電話番号、業種等)は呉市観光誘客キャンペーン「くれポン」の使えるお店として、ホームページ等に掲載いたします。
- 本事業用にデザインされた肖像使用を含む広報告知物の作成については事前に事務局の承認が必要となります。
- クーポン券利用可能店は、クーポン券利用可能店としての地位を第三者に譲渡することはできません。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等することはできません。
- クーポン券利用可能店は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取消しを希望する場合は、事務局に届出をお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症の状況、政府全体の方針等により、本マニュアルに記載の内容が変更される可能性があります。

KURE CITY



Tourist Attraction Campaign Coupon

## クーポン券取扱 マニュアル 飲食小売事業者版

■お問い合わせ

☎ 080-6108-9090

(平日 / 8:30 ~ 17:00)

■呉市観光誘客キャンペーン「くれポン」事務局

〒737-0056 呉市朝日町 14-7-5F

【事業実施主体】呉市産業部観光振興課(呉市中央4丁目1-6)

# はじめに

呉市観光誘客キャンペーン「くれポン」は、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰により呉市観光産業に深刻な影響が出ている中、市内への誘客促進と地域における観光消費の拡大を目的として、宿泊助成及び、クーポン券を発行する事業です。  
 本事業におけるクーポン券の取扱については呉市観光誘客キャンペーン事業実施要綱（以下、「要綱」という）及び本マニュアルをご確認、ご理解の上、間違いのない取扱をしていただくようお願いいたします。  
 なお、本マニュアルに記載のない事項につきましては、その都度、呉市観光誘客キャンペーン「くれポン」事務局までお問い合わせください。

**実績報告時の検査によって、ルールを逸脱していたり、虚偽の申請を行っていたことが判明した際には、クーポン券交付金のお支払いができない場合や交付金の返還を求める場合がありますのでご注意ください。**

## 🚩 クーポン券利用可能店の責務 🚩

- ① 利用客がクーポン券を使用して支払いをしようとした際に、クーポン券の受け取りを拒んではいけません。
- ② クーポン券の譲渡及び売買はできません。
- ③ 事務局と連携し、要綱を遵守してください。
- ④ 使用されたクーポン券には、クーポン利用店名欄に事業者名を記載してください。（事業者名のわかるスタンプでもかまいません。）
- ⑤ クーポン券利用可能店として登録された店舗または施設の情報は、呉グルサイトに掲載します。
- ⑥ 事務局が配布する掲示物は、事業期間中、店頭に掲示してください。
- ⑦ 使用されたクーポン券の枚数は、令和5年5月19日までに実績報告書とともに事務局へ提出してください。

## 🚩 クーポン券利用可能店確認・注意事項 🚩

### 確認・注意事項

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>① 商品・サービス代金の不足分は、現金等で受領してください。</li> <li>② クーポン券は現金と交換できません。クーポン券の換金は禁止です。</li> <li>③ 一商品・サービスへ複数枚のクーポン券を使うことができます。</li> <li>④ 利用者の支払総額をクーポン券の合計額が上回る場合でもお釣りは出せないことをお伝えください。</li> <li>⑤ 盗難・紛失、滅失または、偽造、模造等に対して、発行者は、責任を負いません。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>⑥ 半券（副片）が切り取られているクーポン券は、使用済みのものであり、使用できない旨をお伝えください。</li> <li>⑦ 管理や取扱いは定められたルールに基づき適切に行い、不正等を行わないでください。</li> <li>⑧ 新型コロナウイルス感染症を防止するため、業種別ガイドラインを遵守してください。</li> </ol> |
|--|---|

### クーポン券の利用対象外の主なもの

- ① 出資、有価証券の購入、債務の支払など消費に当たらないもの
- ② 切手、官製はがき、図書券、宝くじ、商品券、ビール券、米、カタログギフトカード、プリペイドカード（クオカードやweb上で使用できるギフトカード等を含む）など換金性の高いもの
- ③ たばこの購入
- ④ 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等へのチャージにかかる支払い
- ⑤ ギャンブルへの使用

※詳細については、呉市観光誘客キャンペーン事業実施要綱をご確認ください。

# クーポン券について－仕様・注意事項－

本券部分（実績報告・交付金請求用）

副片部分（事務者控え）



## チェックポイント

- ① 本事業のクーポン名が書いてありますか。
- ② 同一ナンバーのナンバリングが2か所ありますか。
- ③ ホログラムがありますか。
- ④ 宿泊施設名が記載されていますか。（宿泊施設が記入しています）
- ⑤ 有効期限が記入してありますか。期限内しか利用できません。
- ⑥ キリトリ線から切り離してあるものは利用できません。

## やっていたくこと

- Ⓐ 店舗名を記入して提出ください。
- Ⓑ 本券部分と副片を切り離し、本券部分を提出し副片部分は保管してください。

## 🚩 受け取ったクーポン券の処理と保管 🚩

キリトリ線に沿ってクーポン券を切り離して上記図の本券部分（実績報告・交付金請求用）と副片部分（利用店舗保管用）に分け、大事に保管して下さい。

- 本券部分（実績報告・交付金請求用）は事業終了後、くれポン事務局に送付してください。
- 副片部分（利用店舗保管用）は、5年間保管してください。